

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度交付要綱

2000年6月30日 制 定

2019年2月18日 最終改定

公益社団法人 全日本トラック協会

(制度の趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）が行うトラックドライバー又は安全運転管理者等（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するため、ドライバー等安全教育訓練助成事業を実施する地方ト協を通じて地方ト協会員事業者に助成金を交付する。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、地方ト協会員のトラック運送事業者であって、第3条に定める助成対象研修施設に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する事業者とする。

(助成対象研修施設)

第3条 助成対象となる研修施設は次に掲げるとおりとする。

(1) 特定研修施設

全ト協又は地方ト協が設置した総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(2) 指定研修施設

前号以外で全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(助成対象研修)

第4条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、全ト協が指定する「特別研修」及び「一般研修」とする。

(助成額)

第5条 特別研修及び一般研修に係る助成額は、別に定める実施要領によるものとする。
ただし、国等からの助成金が交付されている場合は、全ト協の助成金を交付しない。

(地方ト協の交通費等助成)

第6条 助成対象研修において、地方ト協の負担により交通費等を助成することを妨げな

い。

(交通費)

第7条 削 除 (平成17年2月15日)

(研修受講料)

第8条 研修受講料には、研修施設が定める研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

(公募等)

第9条 地方ト協は、全ト協の示す各地方ト協ごとの助成限度額(予算)及び利用状況等を勘案し、助成対象事業者の公募又は割当てを行う。

(助成適否の事前確認)

第10条 助成対象事業者は、資格・要件及び人数枠等による助成適用の可否等について、事前に地方ト協の確認を得なければならない。

(施設の予約と申込み)

第11条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式1の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を、所属する地方ト協会長に対して提出しなければならない。

(受講料の納入)

第12条 助成対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

(報告書)

第13条 助成対象事業者は訓練実施後7日以内に、様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」(以下「報告書」という。)を所属する地方ト協会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3の「研修参加報告書」及び研修受講料に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第14条 地方ト協は、原則として、様式4の「ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実績報告書」を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金を請求する。

(助成金の交付)

第15条 前条により請求を受けた全ト協は、原則として、請求のあった翌月末日までに地方ト協会長に対して助成金を交付する。

(助成金の支給)

第16条 前条により交付を受けた地方ト協は、助成対象事業者に対して速やかに助成金を支給する。

(助成金の返還)

第17条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて助成対象事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(取下げ)

第18条 助成対象事業者が第11条に基づく申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに地方ト協会長に対して、様式5の「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第19条 助成対象事業者もしくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、助成対象事業者は研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。

(1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。

(2) 特別な事由無く、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。

(3) 第13条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。

(4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

(附則) (平成12年 6 月30日)

第 1 条 本要綱は平成12年 6 月30日から施行する。

(附則) (平成13年 2 月14日)

第 1 条 本要綱は平成13年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (平成15年 3 月10日)

第 1 条 本要綱は平成15年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (平成16年 1 月27日)

第 1 条 本要綱は平成16年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (平成17年 2 月15日)

第 1 条 本要綱は平成17年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (平成18年 1 月31日)

第 1 条 本要綱は平成18年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (平成19年 2 月14日)

第 1 条 本要綱は平成19年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (平成23年 2 月 7 日)

第 1 条 本要綱は平成23年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (平成24年 2 月27日)

第 1 条 本要綱は平成24年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (平成25年 3 月29日)

第 1 条 本要綱は平成25年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (平成28年 2 月23日)

第 1 条 本要綱は平成28年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (平成29年 2 月20日)

第 1 条 本要綱は平成29年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (平成 30 年 2 月 19 日)

第 1 条 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (2019 年 2 月 18 日)

第 1 条 本要綱は 2019 年 4 月 1 日から 施行する。